

昭和63年度水田農業確立対策のお知らせ

昭和62年度水田農業確立対策につきましては、農家の皆さんの格別なるご理解とご協力によりまして町全体では転作等目標面積を達成することができました。厚くお礼申し上げます。

本年度におきましても「水田の生産性の向上、地域輪作農法の確立と需要の動向に応じた米の計画生産を、生産者、生産者団体の主体的責任をもった取組を基礎に一体的に推進するという水田農業確立対策が、前年度と同じ転作等目標面積で配分されました。

また、4年連続の豊作となり、63年度への持ち越し量が国の在庫基準150万トン大きく上回る230万トンとなっており、この対策として63年産米において30万トンの米需給均衡化緊急対策が行なわれることになりました。光町では1973.5俵の配分があり、他用途利用米の生産で対応する予定です。前年と比較し、転作率で2.25パーセントの増加となりました。

なお、転作等目標面積の個人別通知は2月下旬になる予定です。

転作等目標面積県配分	251.5ヘクタール(前年と同じ)
米需給均衡化緊急対策配分	1973.5俵 (23.82ヘクタール)
事前売渡申込限度数量	うるち米 58,619.5俵 (前年60,593 俵)
	もち米 516 俵 (前年 504.5俵)

国民健康保険税のしおり

(シリーズ6)

税率のきめ方は……(つづき)

前号でのべた税率のきめ方を式にすると、次のようになります。

(カッコ内の数字は、たとえとしての数字です。)

所得割

所得割の総額として必要な国保税の

$$\frac{\text{見込額 (1億4千万円)}}{\text{被保険者全体の前年の所得総額の見込額 (20億円)}} = \frac{7}{100}$$

つまり、所得100円について7円が所得割として納めるべき国保税の税額となります。

なお、国保税での所得の計算方法は、住民税のそれと次の点でことなっています。

- ① 青色専従者給与、白色申告の事業専従者控除は行わない。
- ② 雑損失は控除しない。
- ③ 生命保険料控除や扶養控除など所得控除は行わない。
- ④ 給与所得については、収入金制の100分の5の金額(最高2万円まで)の控除を行なう。

このように、住民税とくらべて控除が少ないのは、できるだけ広い範囲で負担をしてもらおうとする考えによります。

資産割

資産割の総額として必要な国保税の見込額(4千800万円)

$$\frac{\text{被保険者全体の固定資産税総額の見込額 (1億円)}}{48} = 100$$

つまり、固定資産税額100円について48円が資産割として納めるべき国保税の税額となります。なお、償却資産は対象となりません。

被保険者均等割

被保険者均等割の総額として必要な国保税の見込額(6千800万円)

$$\frac{\text{被保険者の見込総数 (7,555人)}}{9,000} = 9,000\text{円}$$

つまり、被保険者1人あたり9,000円が均等割として納めるべき国保税の税額となります。

世帯別平等割

世帯別平等割の総額として必要な国保税の見込額(3千200万円)

$$\frac{\text{世帯の見込総数 (2,285世帯)}}{14,000} = 1\text{万4,000円}$$

つまり、国民健康保険に加入している世帯1世帯あたり1万4,000円が平等割として納めるべき国保税の税額となります。